

年末調整手続の電子化で 業務の効率化

みなさん！年末調整の
業務を効率化してみませんか？



何をすればいいですか？

答えは、
**年末調整手続の
電子化！**



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
<ul style="list-style-type: none"> ① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の証明書をまとめて取得可能！

裏面もご覧ください

年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

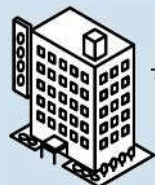


年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、こちらをご覧ください。



従業員による3ステップ

発行主体



マイナポータル



1. 準備

控除証明書等をデータで取得※



2. 作成

申告書をデータで作成



勤務先の給与担当

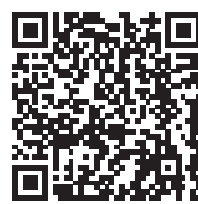


3. 提出

勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。※



※ 年調ソフトでは、給与の収入金額や配偶者の情報等を入力することにより、定額減税に対応した年末調整に関する申告書を作成します。